



八千代市で母子健康手帳の交付を受ける方へ ～妊婦支援給付金(1回目)のご案内～



妊娠おめでとうございます。

市では、令和7年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた方（妊婦）を対象に
妊婦支援給付金(1回目：5万円)を支給します。
給付金を受け取るまでの手続きについてご案内します。

① 母子健康手帳の交付時に、面談を受けます

- 下記の「やちよ子育てナビ」から面談予約をしてください。所要時間は45分程度です。
「やちよ子育てナビ」での予約が難しい方は、電話でご相談ください。
- 面談の対象者は、妊婦となります。（ご家族の方の同席も可）
- 面談時の持ち物
 - ・胎児心拍を確認した日の産科医療機関の領収書と明細書，エコー写真
 - ・妊婦の振込口座を確認できるもの（銀行通帳のコピー，銀行アプリ画面の印刷等）
（申請者の姓と口座の姓が異なる場合，結婚前の旧姓がわかる書類として戸籍抄本が必要。なお，マイナンバーカードや住民票に旧姓を表示する手続きをした方はマイナンバーカード等，運転免許証に旧姓を変更した手続きが記載されている方は運転免許証でもさしつかえありません。）
 - ・妊婦のマイナンバーカード（または個人番号を標記した住民票）
 - ・本人を確認できるもの（運転免許証，パスポートなど）
 - ・外国籍の方は在留カード
- 面談では，妊娠期から出産後の過ごし方，必要となる手続き・利用できる支援・サービスなどを一緒に確認します。

② ①の面談時に妊婦支援給付金(1回目)の申請についてご案内します

③ 申請書の記入をし、申請します

- 申請者は原則面談を受けた妊婦です。給付金の振込先は妊婦名義に限ります。
 - 添付書類とともに申請書を提出します。
 - 申請書は妊婦一人につき一枚で，多胎妊娠の場合も同様です。
- ※母子健康手帳の交付を代理で行った妊婦は，電子申請等の方法をご案内します。

④ 申請後、1～2か月で指定口座に振り込みます

- 支給日は，書面でお知らせします。

※流産・死産・人工妊娠中絶となった方も申請できます。
詳しくは，市ホームページをご覧ください。 → →



やちよ子育てナビ

登録は無料

面談予約ができるよ！



八千代市子ども部母子保健課（保健センター内）

住所：八千代市ゆりのき台2-10

電話：047-486-7250 047-411-5854（給付金専用）

FAX：047-482-9513

R8年3月作成